

広島県告示第六百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
宮の町三丁目（四二八）	土砂災害の発生原因となる自然現象類の発生原因となる自然現象類	広島県安芸郡府中町宮の町三丁目地内
崩壊急傾斜地の	表区域の示の	
次の図のとおり		
宮の町三丁目（四二八）	区域の名称	
崩壊急傾斜地の	土砂災害の発生原因となる自然現象類の発生原因となる自然現象類	
次の図のとおり	号三律の土戒定第区年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令令に害等土砂第二示め第へ関防に砂防に害に及ぶ止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。